

0 5 資 省 新 課 第 7 号
令 和 5 年 7 月 1 3 日

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力 殿

経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課長 能村 幸輝

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく
令和5年度納付金単価の設定における剰余金の充当額に係る通知について

標題について、以下のとおり通知します。

記

令和5年度の納付金単価の設定において、再生可能エネルギー電気の利用の
促進に関する特別措置法第32条第2項の規定に則り、剰余金から交付金に充
当する額は、次のとおりです。

788,546,000,000円

以上